

平成 29 年 5 月 定例 教育 委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成 29 年 5 月 25 日 (木) 午後 4 時 00 分 ~ 5 時 00 分
- ◎ 場 所 富田林市役所 第二委員会室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	仲野 務	山元 直美

- ◎ 欠席委員

委 員
益田 耕吉

- ◎ 事務局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	西田 生涯学習部次長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	増井 生涯学習課長	室井 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長
尾谷 中央図書館長	上田 金剛図書館長			
				(書記)小島 教育総務課長代理

平成 29 年度 5 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 5 月 25(木)

開会：午後 4 時 00 分

閉会：午後 5 時 00 分

- 山本教育総務課長 平成 29 年度 5 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、6 月 29 日（木）午後 3 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。
- 《別紙、議事日程を説明》
- それでは、教育長開会をお願いいたします。
- 芝本教育長 それでは、平成 29 年度 5 月定例教育委員会会議を開会いたします。会議を進める前に、本日、益田委員より欠席の申し出がありましたので、皆様にお伝えいたします。それでは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、仲野委員よろしくをお願いいたします。
- 仲野委員 わかりました。
- 芝本教育長 続いて「日程第 2. 会議録の承認」、先月 4 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。続きまして、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は 3 件の報告があります。それでは、報告第 2 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は「新たに承認申請のあった行事」がございませんので、特に説明はございませんが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 山元委員 ①行事名「第 31 回 富田林障がい児夏休み教室」の開催場所ですが、すばるホールではどのような行事を開催するのでしょうか。
- 山本教育総務課長 プラネタリウム鑑賞と夏祭りを行う予定です。
- 仲野委員 同じく①行事名「第 31 回 富田林障がい児夏休み教室」の開催場所で、学校プールとありますが、プールを利用される際の安全管理はどのようになっているのでしょうか。
- 山本教育総務課長 保護者も一緒に行事へ参加されますので、保護者並びに主催者が安全管理を行います。
- 芝本教育長 他に、ご質問等はございませんか。特に無いようですので、続きまして、報告第 3 号「富田林学校給食株式会社の平成 28 年度事業報告及び平成 29 年度事業計画等」について、学校給食課より報告をお願いします。
- 金銅教育総務部理事 それでは、「富田林学校給食株式会社の平成 28 年度事業報告及び平成 29 年度事業計画等」につきまして、報告をさせていただきます。なお、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、6 月市議会にも報告をいたします。最初に、平成 28 年度の事業報告書及び決算報告書をご説明いたします。事業報告書の 1 ページをお願いいたします。本決算につきましては、去る 5 月 8 日に当株式会社の監査役による監査を受けております。まず、事業報告ですが、2 ページをお願いいたします。事業期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。給食

を実施した日数としましては、第一給食センターで 185 日、第二給食センターは新学校給食センター建て替えのため、1 学期だけの日数として 64 日、二つの給食センター合計食数は、試食その他を含めて、年間 77 万 4,253 食でございました。1 日平均にいたしますと 6,003 食となります。事業内容といたしましては、給食調理業務として、安全・安心な学校給食を児童に提供するために、ドライ運用の徹底と衛生管理基準を遵守するとともに 86 検体の給食材料について一般生菌・大腸菌検査を実施するなど、安全確保に努めました。また、給食配送業務として、当株式会社及び民間給食会社で調理をしている全 16 小学校の給食を配送いたしました。また、残菜搬入業務や本市中学校給食物資の配送を引き続き行いました。その他、研修事業といたしまして、新給食センター稼働に向けた施設設備の視察研修を行っております。次に、平成 28 年度内の役員構成について、「役員の状況」と「役員の異動」により示しておりますので、ご参照ください。続きまして、決算報告について、ご説明いたします。3 ページの貸借対照表をご覧ください。まず資産の部では、現金預金が 949 万 9,911 円でございます。一方、未払金や預り金等の負債が 794 万 9,491 円となっており、純資産が 155 万 420 円で、負債と純資産の合計は資産と同額の 949 万 9,911 円でございます。なお、純資産の部、繰越利益剰余金の 44 万 9,580 円の減は、株式会社設立に係る諸費用及び社印の購入等によるものでございます。5 ページをお願いいたします。事業費明細書でございますが、事業活動収入といたしまして、補助金等収入で 2 億 1,230 万 6,712 円、雑収入が 6 万 8,419 円で、合計といたしまして 2 億 1,237 万 5,131 円でございます。一方、事業活動支出といたしましては、調理員等の人件費及び消耗品などの管理経費で 2 億 1,228 万 6,731 円、法人税等で 88,400 円、合計としまして、事業活動収入と同額の 2 億 1,237 万 5,131 円でございます。なお、その他資料といたしまして、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書を添付しております。続きまして、平成 29 年度の事業計画書並びに収支予算書につきまして、ご説明いたします。1 ページをお願いいたします。まず、事業計画ですが、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。次に、「調理予定人数」としまして、全 16 小学校中 10 校分の 1 日 4,062 食で、「給食実施予定日数」は 186 日の予定でございます。次に「事業内容」といたしまして、小学校給食の調理・配送業務及び残菜搬送業務、中学校給食物資の配送、その他安全な給食調理を行うための調査研究を、引き続き行ってまいります。「研修事業」といたしましては、食中毒予防研修会への参加や給食センター視察研修、その他社員研修を予定いたしております。役員の構成につきましては、「役員の状況」として示しておりますので、ご参照ください。次に、平成 29 年度収支予算書につきましてご説明いたします。2 ページをご覧ください。初めに、事業活動収入でございますが、補助金収入が 2 億 1,872 万円、受託金収入が 4,944 万 2,000 円、雑収入が 8 万円で、収入合計としましては 2 億 6,824 万 2,000 円となっております。次に、事業活動支出でございますが、調理業務等を実施するための人件費、消耗品費、委託料、賃借料などの管理費支出で、次ページに続きますが、支出合計としましては、収入合計と同額の 2 億 6,824 万 2,000 円となっております。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

芝本教育長 報告ありがとうございます。本件の説明につきまして、まずは、平成28年度の事業報告について、何かご質問等はございませんか。

山元委員 2ページの4研修事業について、視察を行ったと報告がありますが、特色や学ぶべきことなどがあれば、教えて下さい。

金銅教育総務部理事 視察しました岸和田市立学校給食センターは、中学校給食を実施している共同調理場です。本市は、平成30年4月から新学校給食センターを稼働する予定ですが、本市と同じくドライ方式による調理を実施しており、ドライシステムの調理方法や汚染区域・非汚染区域に分かれた調理場などを視察することで、従業員の知識向上に努めました。

山元委員 わかりました。

芝本教育長 他に、ご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者 今回、監査役2名が辞任され、新しく森本純次さんが監査役に就任されましたが、富田林学校給食(株)に顧問税理士の方はいますか。

金銅教育総務部理事 森本純次さんです。

阪井教育長職務代理者 監査役は、第三者的な立場で検証していただくのが役割だと思うのですが、今回は、顧問税理士と監査役が同じになります。自ら顧問税理士をし、年間通してしたことを自ら検証するというのは、制度的に矛盾しているのではないかと思います。

嘉田教育総務部長 頂いたご意見を踏まえ、富田林学校給食(株)と協議いたします。

阪井教育長職務代理者 よろしく願いいたします。

芝本教育長 他に、ご質問等はございませんか。

仲野委員 5ページの(2)事業活動収支の①の給料手当、臨時雇賃金について、前年度より大きく減少している理由を教えてください。

金銅教育総務部理事 臨時雇賃金につきましては、平成28年度2学期から第2学校給食センターの建て替えに伴い、臨時職員を減員したことによる減少です。給与手当につきましては、平成27年度2名の退職金と主任手当の廃止による減少です。

芝本教育長 他に、ご質問等はございませんか。それでは、平成29年度の事業計画及び収支予算について、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者 2ページの収支予算書の(2)事業活動支出の①の給与手当支出が大幅に増加されている理由は、調理校数が8校から10校に増加することに伴うものでしょうか。

金銅教育総務部理事 調理校数の増加に伴う人件費の増ではございません。平成29年度に退職する職員3名分の退職手当による増加でございます。

阪井教育長職務代理者 臨時雇賃金支出は昨年度よりさらに減少していますが。

金銅教育総務部理事 第2学校給食センターの1学期分の臨時雇賃金の減少でございます。

芝本教育長 他に、ご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第3号につきましては、これで終わります。新学校給食センターの稼働については、タイトな日程のなか進めることになるとは思いますが、よろしく願いいたします。次に、報告第4号「平成28年度富田林市一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告」について、生涯学習課より報告をお願いします。

増井生涯学習課長 それでは、「平成28年度富田林市一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告」につきまして、ご説明を申し上げます。本件につきましては、地方自治法施行令第150条

第3項の規定により6月市議会定例会におきまして報告をいたしますことから、ご説明をさせていただきます。内容でございますが、(款)教育費(項)社会教育費「事業名 生涯学習施設整備事業」につきましては、支出負担行為額7億3,336万4千円のうち、支出済額3億1,248万3千円を除く、4億2,078万1千円を平成29年度への事故繰越をさせていただくものでございます。なお、その理由としまして、地下掘削工事中の湧水による、周辺の地盤沈下を回避するための工法検討に時間を要し、工事期間が延長となったためのものでございます。また、財源につきましては、国庫支出金、地方債及び一般財源でございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

芝本教育長 本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告案件はこれで終わらせていただき、続きまして、日程第4. 富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は8件の案件がございます。それでは、議案第10号「富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理 それでは、議案第10号「富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。富田林市就学相談推進委員会は、特別支援教育に関して、富田林市立の幼稚園、小学校、中学校に就園・就学する園児・児童・生徒の適切な就園・就学を推進するため、そのあり方及び方向性について研究審議し、意見を具申することを目的として、年2回開催しております。この度は、同委員会規則第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

芝本教育長 本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者 小児科医の藤岡先生は、どちらで開業しているのでしょうか。

古村教育総務部次長代理 本市の久野喜台で開業しております。

阪井教育長職務代理者 保護者代表の備考欄が空白となっておりますが、どのような方でしょうか。

古村教育総務部次長代理 支援を要する子どもの保護者の立場から意見をいただく予定です。

阪井教育長職務代理者 特別支援教育担当教員が新委員として2名増加していますが、その理由を教えてください。

古村教育総務部次長代理 通級指導教室の増加に伴い、通級担当教員が2名増加しましたので、新たに委員として委嘱・任命するものです。

芝本教育長 他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第10号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。支援を要する子どもたちに適切な就学支援は大切なことですので、同委員会で活性化して頂きますようお願いいたします。それでは、次に、議案第11号「富田林市奨学金審査会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理 それでは、議案第11号「富田林市奨学金審査会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。富田林市奨学金審査会は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のために高等学校への修学が困難な者の修学を保

障するため、本市が実施している奨学金制度において、適正な選考を図ることを目的として、設置しております。この度は、同審査会条例第 6 条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、平成 29 年 7 月 19 日から平成 31 年 7 月 18 日の 2 年間でございます。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 11 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。奨学金の適用については、子供たちの学習に資するものですので、適正、公正な判断をお願いいたします。次に、議案第 12 号「富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、議案第 12 号「富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。この件につきましては、4 月の定例教育委員会で議決を頂きましたが、表中、「中学校 P T A 代表」につきましては、平成 29 年 5 月の P T A 総会を経て、ご推薦をいただきましたので、中学校給食会設置要綱第 3 条の規定により平成 29 年度の理事を委嘱・任命するにあたり、改めて議決を頂くものでございます。また、平成 29 年度「中学校給食会理事会」が 5 月 23 日に開催されており、教育委員会のご承認が前後する形となりまして申し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。それでは表をご覧ください。選出区分の中学校 P T A 代表欄の網掛けになっている方が新たに理事として委嘱させていただく方々です。新理事には、今後、献立作成部会、物資購入部会、給食主任部会や物資納入業者選定部会の 4 部会に分かれ、それぞれ活動していただくこととなります。以上、中学校給食会理事の委嘱・任命についての説明とさせていただきます。以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 12 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。安全安心で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供をお願いいたします。それでは、次に、議案第 13 号「富田林市文化財保護条例施行規則の制定」について、文化財課から説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、議案第 13 号「富田林市文化財保護条例施行規則の制定」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本件は、平成 29 年 4 月定例教育委員会にて議決をいただきました、「富田林市文化財保護条例」の施行に関し、必要な事項を定めるため、施行規則を制定するものでございます。以下、内容について、条文に沿ってご説明申し上げます。まず、第 1 条では趣旨を、第 2 条では定義を定めております。次に、第 3 条では市指定文化財等の区分及び種別について、別表のとおり。とし、市指定文化財について、第 4 条では同意書について、第 5 条では指定書及び認定書について、第 6 条では指定証書について定めております。第 7 条では指定書等の再交付、第 8 条管理責任者の選任又は解任届出、第 9 条変更等の届出、第 10 条保持者等に係る変更の届出、第 11 条現状変更等の許可申請等、第 12 条公開の届出について、手続きを定めております。次に、第 13 条から第 18 条では、文化財保護審議会について、第 13 条組織、第 14 条会長及び副会長、第 15 条会議、第

16条専門部会、第17条臨時委員、第18条委員の報酬及び費用弁償について定めております。第19条では標識等の設置について、第20条では台帳について定めており、第21条で委任事項として、規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める旨を規定しております。最後に、附則といたしまして、この規則は平成29年7月1日から施行することを、さらに、条例及び規則施行のため、現在あります「富田林市文化財保護規則」「富田林市文化財指定規則」を同日付で廃止する予定であります。さらに招集の特例として施行後、最初に行われる審議会の召集は、教育長が行うことを規定しております。また、その後には、第3条関係別表、規定にある各種様式を定めております。以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第13号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。規則制定後は具体的な動きがあると思いますので、担当課におかれましては、よろしく願いいたします。それでは、次に、議案第14号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」について、文化財課から説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、議案第14号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。当審議会は、伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について、調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議するものでございます。当審議会委員につきましては、富田林市伝統的建造物群保存条例第12条第3項に基づき委員会が委嘱又は任命することとなっております。今回の委嘱につきましては、市議会選出議員の変更に伴うものでございます。また、去る5月16日に開催されました、第2回市議会臨時会におきまして、常任委員会の改編があった関係で、当審議会委員選出議員が3人から2人に変更となりました。下段の新旧対照表の通り、尾崎哲也 委員と吉年千寿子 委員に変わりました。遠藤智子 委員を委嘱するものです。なお、新委員の任期は前任者の在任期間となり、平成29年7月31日までとなっております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

委員の数が減少した理由を教えてください。

房田生涯学習部次長代理

市議会からの委員の選出につきまして、市議会の委員会が平成28年度までは3つの委員会で構成されていましたが、平成29年度は2つに改編されたことに伴い、委員の選出が1名減少いたしました。

阪井教育長職務代理者

議案第12号と比較した場合、選出区分の欄に市の職員が記載されていますが、記載方法が違うのは、なぜでしょうか。

山本教育総務課長

規則で定められた組織の選出区分の記載による違いでございます。

芝本教育長

他に何か、ご質問等はございませんか。それでは、私から一つ質問いたします。任期の欄の(※)書きは、どなたが該当しますか。

房田生涯学習部次長代理

遠藤委員です。

芝本教育長

わかりました。他に何か、ご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案

第 14 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。それでは、次に、議案第 15 号「富田林市図書館協議会委員の委嘱・任命」について、中央図書館から説明をお願いします。

尾谷中央図書館長

それでは、議案第 15 号「富田林市図書館協議会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として、設置しております。本協議会委員につきましては、選出団体の人事異動に伴いまして変更承認をお願いするものです。お手元の議案書の網掛けの部分に変更のあったものです。小中学校校長会選出の図書館担当の中道雅夫 委員、市立園長会選出の図書館担当の畑光行 委員を新たに委員としてお願いするものです。なお、任期につきましては、図書館条例、第 3 条第 4 項の規定により、残任期間の平成 30 年 6 月 30 日まででございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

芝本教育長

他に何か、ご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 15 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。市民の読書活動に資する市立図書館運営を今後もよろしくお願いたします。それでは、次に、議案第 16 号「第 2 次富田林市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱・任命」について、中央図書館から説明をお願いします。

尾谷中央図書館長

それでは、議案第 16 号「第 2 次富田林市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。図書館では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 15 号）に基づき、平成 25 年 3 月末に「富田林市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とし、市町村は子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないとしております。平成 25 年度からは、毎年、推進計画に基づき、生涯学習部長を委員長とし、関係課の課長による子ども読書活動推進会議を開催しており、各課の情報交換や計画の進捗状況、数値目標の達成度などを話し合い、子どもの読書活動の効果的な推進を図っていくよう努めております。推進計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度としており、今年度末に終了を迎えますことから、第 2 次富田林市子ども読書活動推進計画を策定したいと考えており、去る 5 月 12 日に開催しました、子ども読書活動推進会議におきまして、昨年度の進捗状況の確認とともに、第 2 次富田林市子ども読書活動推進計画の策定への協力をお願いをいたしました。第 2 次計画の策定のために、富田林市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領に基づき、策定委員会を設置し、委員会では、図書館協議会、社会教育委員会、パブリックコメント等で多くの方々のご意見を頂戴しながら、第 2 次子ども読書活動推進計画(案)を検討していただき、この定例教育委員会議で、最終ご了承をいただく予定をして

おります。策定委員につきましては、富田林市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領「第3条、委員会の委員は、別表に掲げる者及び団体のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。」に基づき、計画をご検討いただくために、議案第16号に挙げております方々に委嘱・任命するものです。市民委員代表は、図書館協議会委員長、富田林子ども文庫連絡会代表、PTA代表で構成されており、鈴木善勝委員、藤井郁子委員、井上麻子委員にお願いするものです。識見を有するものとしましては、学識経験者として大阪芸術大学教授の松井純子委員にお願いし、関係機関代表としましては、校長会代表、幼稚園長会代表、保育園長会代表で構成されており、それぞれの機関からご推薦いただきました委員にお願いいたします。最後に、行政関係者としましては、各関係課課長にお願いするものです。合計15名となっております。任期は平成29年6月1日から推進計画が策定されるまででございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

芝本教育長
阪井教育長職務代理者

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

市民委員代表の鈴木委員は、議案第15号では備考欄に人権擁護委員と記載がありません。議案第16号では、図書館協議会委員長として委員に選出されているのでしょうか。

尾谷中央図書館長
芝本教育長

そのとおりです。策定委員会設置要領で定められた構成委員から選出しています。他に何か、ご質問等はございませんか。それでは、私から質問します。計画策定の目途について教えてください。

尾谷中央図書館長
芝本教育長

平成30年3月末までに策定したいと考えております。

わかりました。他に何か、ご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第16号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。それでは、次に、議案第17号「富田林市公民館運営審議会委員の委嘱・任命」について、中央公民館から説明をお願いします。

室井公民館長

それでは、議案第17号「富田林市公民館運営審議会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。公民館運営審議会は、社会教育法第29条の規定により、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議を行う機関として設置されたものです。このたび、富田林市立公民館設置及び管理条例第7条第3項の規定により、委嘱・任命するものです。下の段の新旧対照表をご覧ください。今年度は任期の2年目ということで、富田林市立小中学校校長会より選出の委員の交代による1名のみの任命となり、平成29年度は彼方小学校校長の大北宗建先生にお願いするものです。任期は、前委員の残期間、平成30年6月30日までとなります。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第17号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。公民館の適切な運営にご審議いただき、本市の生涯学習の推進に努めていただきますようお願いいたします。では、次に、日程第5. 富田林市議会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は1件の案件がございます。それでは、議案第2号「平成29年度富田林市一般会計補正予算(案)」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第2号「平成29年度富田林市一般会計補正予算（案）」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、歳入の欄と歳出の欄それぞれの1段目についてですが、これは、文部科学省が実施する「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究事業」を富田林小学校で受託するために行うものです。補正額は、歳入・歳出とも50万円です。本事業は、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営に必要なノウハウや効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行うものです。なお、委託期間は、2年間です。続いて、歳出の欄の2段目については、「きめ細かな指導推進事業」に関するもので、年度末に新6年生で通常学級児童が急遽3名増加したことにより、学級を分割するため、市費講師1名を配置するためのものがございます。補正額は、360万4千円です。続いて、歳出の欄の3段目と4段目については、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価における「新入学児童生徒学用品費」の支給単価の引き上げに伴い、本市の就学援助費単価を引き上げるためのものがございます。補正額は、小学校が417万7千円、中学校が521万2千円でございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

芝本教育長

説明ありがとうございます。本件の説明につきまして、まずは、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業について、何かご質問等はございませんか。では、私から質問します。具体的にどのような内容ですか。

古村教育総務部次長代理

事業内容は、発達障がいの可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究や学校組織における支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究でございます。

芝本教育長

富田林小学校に決定した理由を教えてください。

古村教育総務部次長代理

同校は小学校のなかでも支援教育の研究に力を注いでおり、同校が発信源となって、研究の成果を市内全域に広めていきたいと考えております。

芝本教育長

わかりました。他に、ご質問等はございませんか。続きまして、きめ細かな指導推進事業について、何かご質問等はございませんか。特にないようですので、最後に、要保護及び準要保護児童「新入学児童学用品費」の補助単価引き上げについて、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

補助単価は、どのくらい増加したのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

入学用品費として、小学校の旧単価20,470円が新単価40,600円に、中学校の旧単価23,550円が新単価47,400円に増加しています。

阪井教育長職務代理者

かなりの増加となっておりますが、本市の小中学校で入学にかかる費用は、今回の新単価によって賄える金額になるのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

ランドセルや制服など市場価格の範囲は広く、今回の新単価により一概に賄えるかの判断は難しいところがございます。

阪井教育長職務代理者

国の補助制度があり、それにプラスして市が負担しているのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

支援学級に在籍する子どもに関しては、一部、国からの補助はございますが、基本的に国の補助制度はございません。

阪井教育長職務代理者
古村教育総務部次長代理

そうすると、今回の増額については、本市の判断で増額したのでしょうか。
本市は国の単価に準じて、新入学児童生徒学用品費を支給してきた経過を踏まえ、
今回も、国の単価に準じて支給するものです。

阪井教育長職務代理者
芝本教育長

わかりました。
他に、何かご質問等はありませんか。特に無いようなので、議案第2号につきましては、この内容で6月市議会に上程していただきますようお願いいたします。本件につきましては、市議会から多くの質問があると思いますので、よろしく願いいたします。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成29年度5月の定例教育委員会会議を終了いたします。